

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
産業財産権取得事業	中小企業者等が製品の保護を図るため、新たに産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）を取得したとき。	事業費の100分の50以内 20万円限度

新居浜市中小企業振興条例

（産業財産権取得事業に対する補助）

第6条 市長は、中小企業者等が製品の保護を図るため、新たに産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）を取得したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が認める額の100分の50以内とし、20万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（産業財産権取得事業に要した経費）

第7条 条例第6条第2項に規定する市長が認める額は、出願料、審査請求料、技術評価請求料、登録料等の産業財産権の新規取得に要した経費とする。

補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者（別表第1に定めるとおり）、中小企業団体（構成者の1/2が市内に事業所を有する）
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・ 市税が完納されていること（法人、代表者）
- ・ 市内において1年以上継続して事業を行っていること
- ・ 新たに産業財産権を取得した

申請の時期

新たに産業財産権を取得した後

提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（コピー）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・ 見積書、請求書等費用の内訳が確認できるもの
- ・ 領収書等費用の支払いが確認できるもの
- ・ 産業財産権の取得を証する書類
- ・ その他、特許庁へ提出した書類の写し、および特許庁から交付された書類の写し
- ・ 契約書の写し（委託契約等を締結している場合）